

# 市県民税の申告はお早めに！

期間 2月16日(金)～3月15日(金)

1008621

令和6年度市県民税の申告受け付けが始まります。昨年の1月1日から12月31日までの収入が対象で、市県民税や国民健康保険税、介護保険料、児童手当などの基礎資料となります。

問合せ 税務課市民税係 ☎内線 3011・3012・3013

**申告をしないと各種証明の発行や手当などが受けられなくなることがあります**

## 申告が必要かチェック！

### 申告が不要な人

- ①令和5年分の所得税確定申告書を税務署へ提出した
- ②昨年中の収入がなく、税法上の被扶養者になっている
- ③昨年中の収入が給与のみか、給与と公的年金のみで、支払先から市へ給与支払報告書が提出されている
- ④昨年中の収入が公的年金のみ

### 申告が必要な人

今年1月1日現在、本市に住所があり、昨年中の収入状況などが、次のいずれかに該当する人

- ①営業や農業、不動産、雑所得（個人年金や報酬）などの収入があった
- ②給与収入があり、支払先から市へ給与支払報告書が提出されていない
- ③昨年中の収入がなく、税法上の被扶養者になっていない

**必ず3月15日(金)までに提出**

### 申告会場で面談をして作成する人

次の書類を持参してください。

- 申告書（会場にも用意）
- 申告者本人のマイナンバーカードか、通知カード  
※通知カードの場合、運転免許証など本人確認書類も持参
- 昨年中の収入が分かるもの
- ①給与収入があった人は、源泉徴収票、給与明細、事業主の支払証明など
- ②営業・農業・不動産の収入があった人は、収支明細書や帳簿類、領収書など（事前に収入金額や経費などを集計してください）
- ③公的年金受給者は、源泉徴収票
- ④個人年金の受取があった人は、個人年金の支払証明書
- 該当者のみ持参
- ①配偶者や扶養・事業専従者などの控除を受ける人は、控除対象者のマイナンバーが分かるもの
- ②社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、控除証明書などの支払いを証明できる書類
- ③医療費控除を受ける人は、医療費のお知らせか、医療費控除の明細書（事前に金額を集計してください）
- ④代理人が提出する場合は、委任状

### 自分で作成する人

申告書に次の書類を添付の上、郵送か、申告会場に設置の提出箱へ提出してください。

- 申告者本人のマイナンバーカードの表・裏面の写しか、通知カードの写し  
※通知カードの場合、運転免許証など本人確認書類の写しも添付
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、控除証明書などの支払いを証明できる書類を添付
- 医療費控除を受ける人は、医療費のお知らせか、医療費控除の明細書を添付

**必要なものを確認して、左ページの日程を確認！**